

裁 決

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

審査請求人が平成20年1月8日付けで提起した生活保護廃止処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る生活保護廃止処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、平成19年11月20日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護廃止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば次のとおりである。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

第2 認定事実

当庁が調査をしたところ、次の事実が認められる。

(1) 処分庁は、平成16年3月21日付けで請求人の生活保護を開始した。

(2) 請求人が平成19年5月19日から [REDACTED] ことが判明したので、処分庁は、平成19年5月20日付けで請求人の保護の停止処分を行った。

(3) 処分庁は、平成19年11月20日付けで、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとして、請求人の保護の廃止処分を行った。

第3 判断

生活保護法（以下「法」という。）第26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないと規定している。そして、法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の間（第7の12）は、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたいとの間に対し、保護を廃止すべき場合の一つとして、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときというのを挙げている。

ところで、処分庁が、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるかどうかの判断を行うにあたっては、それが恣意的にならないよう、何らかの客観的な根拠が求められるというべきである。しかしながら、本件において、処分庁は、平成19年11月20日時点で、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められたと主張するだけで、そう判断するに至った根拠をなんら示していない。よって、当該判断は客観性がなく、妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

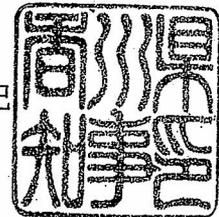
以上より、本件処分は、不当であるので、本件処分を取り消すものである。

第4 結論

本件審査請求は、理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成20年3月6日

審査庁 香川県知事 真鍋 武紀



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした高松市を被告として（訴訟において高松市を代表する者は高松市長となる。）決定の取消しの訴えを、あるいは香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となる。）この裁決の取消しの訴えを提起することができる。